

27生福第4487号  
平成27年11月5日

精神科病院管理者様

福島県障がい福祉課長  
(公印省略)

長期入所者・入院者等がマイナンバー通知カードを受け取るに当たっての居所情報の登録申請が間に合わなかった場合等の取扱いについて（通知）  
障がい福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき厚くお礼申し上げます。  
本年10月から、国民一人一人の住民票の住所に対し、12桁のマイナンバー（社会保障・税番号）を記した通知カードの送付が開始されています。  
これに伴い、長期間の入院が見込まれ、入院期間中は住民票上の住所（以下「住所地」という。）に誰も居住していないため、住所地において通知カードを受け取ることができない方については、本年9月25日までに入院先を居所として登録し、入院先において通知カードを受け取ることが可能であることをお知らせしておりますが、申請期限を過ぎた後も、住民票のある市区町村に居所情報登録を行うことにより、登録した居住地へ通知カードが再送されることとなりました。

下記概要についてご了知いただくとともに、ご協力賜りますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 居所情報の登録が間に合わなかった場合等における取扱い

居所情報の登録が間に合わなかった場合、又は登録後に別の居住地に移動した場合、住所地又は登録した居住地で通知カードの送付を受け取ることができず、当該通知カードは住所地の市区町村に返戻され、一定期間（3ヶ月程度）保管されます。居所情報の登録申請が行われれば、登録された居住地に当該通知カードを再送することができます。

##### 2 居所情報の登録申請の方法

ご本人又は代理人が居所情報登録申請書に必要事項を記載し、医療機関において入院見込みを追記したうえ、申請書を本人確認書類等とともに、住民票がある市区町村に持参または郵送で提出していただく必要があります。

##### 3 問い合わせ先

その他詳細については、住民票がある市区町村にお問い合わせください。

【参考】総務省ウェブサイト ※総務省マイナンバーで検索してください  
[http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/08.html](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/08.html)

**東日本大震災による被災者、  
DV・ストーカー行為等・児童虐待等の被害者、  
一人暮らしの長期入院・入所者の方へ**



マイナンバーを記載した  
「通知カード」は

住民票の住所地

9月25日(金)までに  
居所情報を登録すると

登録した居所地

に届きます (簡易書留)  
(初回お届け  
10月20日頃～概ね11月中)

居所情報が登録できていない場合は…

通知カードが、本人に届かない、DV等加害者のいる住所地に届く 等



**通知カードの居所地への送付や個人番号の変更申請等が可能  
ですので、住民票のある市区町村にご相談ください**

○東日本大震災による被災者の方

○一人暮らしの長期入院・入所者の方

- ・居所情報の登録が間に合わなかった、登録を忘れた
- ・登録した居所地から別の居所地に移動した
- ・通知カードの発送後から受取り前の間に、  
新たに避難したり、入院・入所した 等

○DV・ストーカー行為等・児童虐待等の被害者

- ・居所情報の登録が間に合わなかった、登録を忘れた
- ・登録した居所地から別の居所地に移動した
- ・通知カードの発送後から受取り前の間に、  
又は  
通知カードを受取り後に、  
新たにDV等の被害を受けるなどして住所地から移動した 等

**生活の本拠が居所地にある方は、**

**住民票のある市区町村から居所地のある市区町村への転出手続をご検討ください  
【DV等被害者の方へ】**

- ・既に居所地にお住まいの方は、  
原則住民票のある市区町村の窓口で行う転出手続を郵送で行うことも可能です。
- ・転入先の市区町村に「住民基本台帳事務におけるDV等支援措置」を申し出てください。  
「DV等支援対象者」となると、DV等加害者が「住民票の写し等の交付」等の請求により、  
転入先の新しい住所を知ろうとしても、これらの請求を拒否する措置が講じられます。